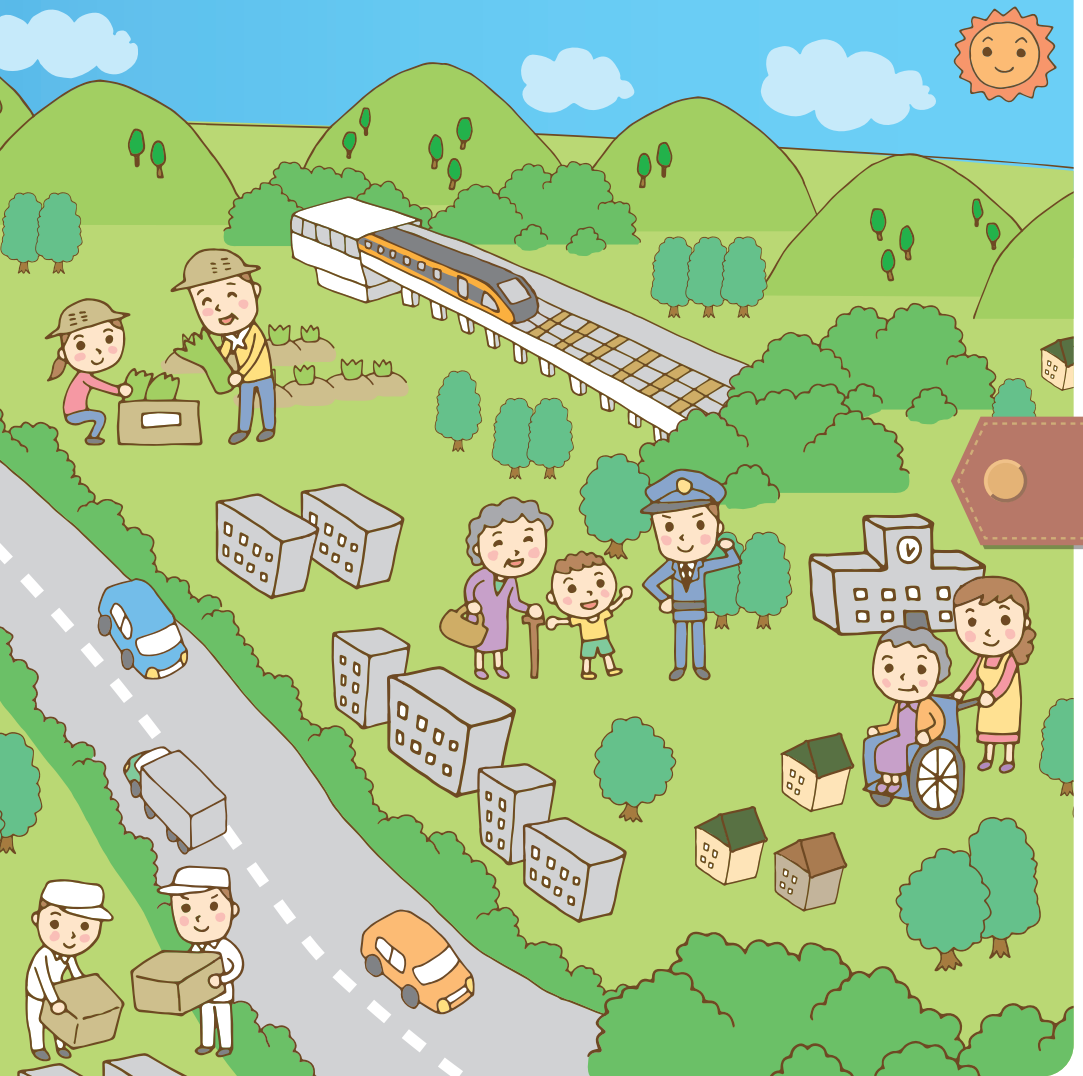


福祉協力員 手帳



ふれあいネットワーク



社会福祉法人 宇都宮市社会福祉協議会

福祉協力員の心得

5ヶ条

～共に支え合い助け合う

“向こう三軒両隣”の地域共生社会の実現を目指して～

1 無理せず、できる範囲の活動をしましょう

散歩や買い物のついでに近所をさりげなく見守りし、ご近所さんへの声かけなど、日常生活のなかで、できることを続けましょう。

2 一人で悩まないようにしましょう

気になることをみつけたら、一人で抱えず、自治会長や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会や市役所などに報告・相談しましょう。

3 秘密は守りましょう

福祉協力員も地域で暮らす住民の一人。お互いの信頼関係を大切に、知り得た情報は関係者以外にもらさないようにしましょう。

4 福祉の情報を知りましょう

問題解決のために利用できる福祉の制度やサービスを知っておくことも大切です。また、地域で実施されている福祉活動にできる範囲で参加しましょう。

5 思いやりの心と笑顔を心がけましょう

地域のことや相手のことを知るためには、まずはあいさつから始めてみましょう。会話ができるような関係を築くためにも、思いやりの心と明るい笑顔を忘れずに活動しましょう。

福祉協力員 **手帳** 目次 CONTENTS

I これだけは知っておきたい… **活用編**

1. 福祉協力員について

- ① 福祉協力員って?1
- ② 福祉協力員の役割2
- ③ 地域共生社会って?3
- ④ 仲間・関係団体と共に地域福祉を推進4

2. 福祉の窓口相談

- ① 我が町の関連機関情報5
- ② 地域の活動6
- ③ 共生型の相談窓口 エールU7
- ④ 市社会福祉協議会9
- ⑤ 地域包括支援センター11
- ⑥ 市役所13
- ⑦ 緊急時の連絡先13



II おさえておきたい… **資料編**

1. 福祉の主な関係機関

- ① 自治会14
- ② 民生委員・児童委員14

2. 市社会福祉協議会が推進する地域福祉事業(一部)

- ① ふれあい・いきいきサロン15
- ② 安心・安全情報キット配付事業16
- ③ ひとり暮らし高齢者ふれあい会食助成事業
地区見守り活動助成事業17
- ④ コミュニティワーク(地域支援)の推進18
- ⑤ 地区福祉のまちづくり計画の策定18
- ⑥ 各種会費・募金の使い道19

■ 福祉のミニ情報21

■ 活動の記録23



①福祉協力員って？

近年、超高齢社会の到来や少子化の進行、人々の価値観やライフスタイルの多様化により、血縁、地縁、社縁といったつながりが希薄化し、さらには、人口減の影響による地域福祉活動の担い手不足、相次ぐ災害や新型コロナウイルス等の感染症リスクの高まりなど、私たちが住む地域社会は大きく変化をしています。

このような中で、8050問題やダブルケア、生活困窮者、ヤングケアラーなど社会的に孤立し、生きづらさを抱える人が増えており、福祉課題は複雑化・複合化しています。これらの福祉課題は、これまでの既存の制度の対象になりにくいケースもあり、いわゆる「制度の狭間」への対応が必要となっています。

福祉課題の解決のためには、年齢や性別、障がいの有無や国籍の違いなどに関わらず、社会的に弱い立場にある人々を排除することなく、お互いを理解し合い、地域住民や地域の多様な主体がつながり、協力し合いながら誰もが安心して暮らすことのできる地域を創っていく取り組みが求められています。

そこで、宇都宮市社会福祉協議会では、これらの取り組みを進めていくため、身近な地域でご近所の見守りや声かけを行う地域福祉を推進するボランティアとして、福祉協力員を配置しています。

福祉協力員は、自治会長と地区社会福祉協議会長の推薦により、市社会福祉協議会長が委嘱します。

福祉協力員制度は、市内39地区社会福祉協議会で取り組まれており、令和7年2月末現在、2,431名の福祉協力員が、各地区の様々な地域福祉事業や活動に参加しています。

見えてきた

新たな福祉課題

- 低所得世帯、貧困の連鎖
- 引きこもり、8050問題
- 孤立死、孤独死
- うつ病、自殺者
- 認知症高齢者、買い物弱者
- 子ども虐待、高齢者虐待、障がい者虐待
- 災害時の「要援護者」



暮らしは守れるのか？
地域活動は維持できるのか？



②福祉協力員の役割

1 みつける

●地域の福祉に関する「橋渡し役」

- ・ご近所の気になる方への声かけ・見守り。
- ・ご近所のちょっとした変化を見つける。



見守り活動

2 つなぐ

●福祉の情報提供

- ・近所の気になることや福祉の困りごとを関係機関（自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会、市役所など）につなぐ。
- ・福祉の制度やサービスなどの情報を対象者やその家族に伝える。

3 参加する・協力する

●地域の福祉活動への参加・支援

- ・自治会や地区社会福祉協議会の活動（ふれあい・いきいきサロン、ふれあい会食会など）に参加・協力する。



ふれあい・いきいき
サロン

4 ひろめる

●住民みんなの活動に

- ・福祉協力員の活動をご近所やお友達に知らせ、協力者を増やし『**地域福祉のネットワーク**』をひろめる。

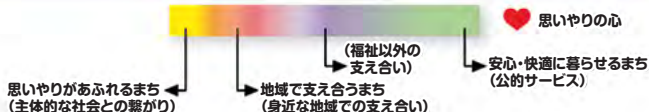
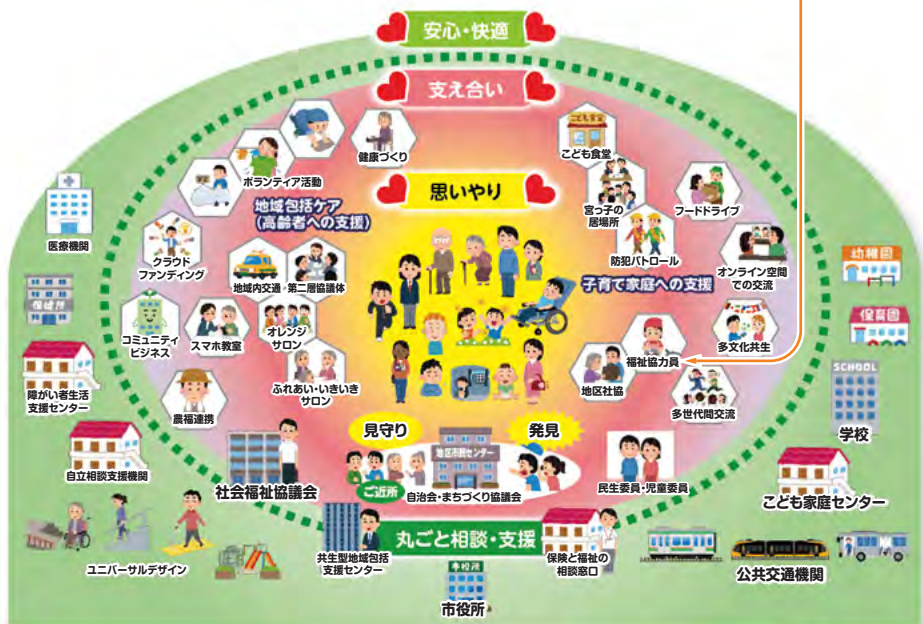
③地域共生社会って？

※「地域共生社会」とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

～厚生労働省「地域共生社会」のポータルサイトより～

福祉協力員は、地域共生社会の実現を進める上で、とても重要な役割を担っています。



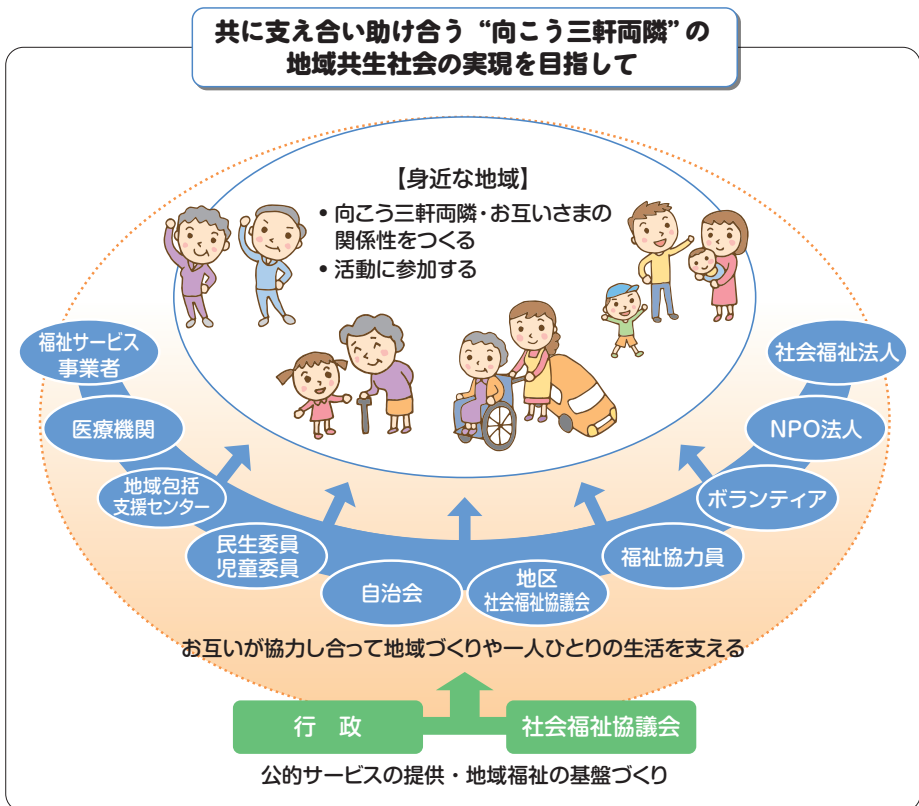
宇都宮市が目指す「やさしさをはぐくむ福祉のまち」の姿

④仲間・関係団体と共に地域福祉を推進

「地域福祉」とは、それぞれの地域で生活する全ての人々が安心して暮らすことができるよう、行政や社会福祉協議会、地域の住民や関係機関、NPO 法人や事業所などが共に連携して仲間となり、福祉課題の解決など「福祉のまちづくり」に取り組むことです。

「福祉のまちづくり」を進めるためには、自身が日常的にできることに取り組んだり、地域のみんなで協力し合ったり、公的な支援や福祉サービスを重ねたり、補い合ったりすることが大切です。

■地域福祉のイメージ図



① 我が町の関連機関情報 ※各自分かる範囲で書き込みましょう!

	項目	備考
地区名		
自治会	名称：	
自治会長名		
電話番号		
携帯番号		
民生委員・児童委員		
地区民生委員名①		
電話番号		
携帯電話		
地区民生委員名②		
電話番号		
携帯電話		
地区社協会長名		
電話番号		
携帯電話		
福祉協力員連絡会長名		
電話番号		
携帯電話		
地域包括支援センター	名称：	
電話番号		
相談先①	名称：	
電話番号		
相談先②	名称：	
電話番号		

② 地域の活動 ※各自分かる範囲で書き込みましょう!

ふれあい・いきいきサロン①		名称：
活動日時		: ~ :
活動場所		
内 容		
ふれあい・いきいきサロン②		名称：
活動日時		: ~ :
活動場所		
内 容		
ふれあい会食・見守り事業		名称： (会食型・見守り型)
活動日時		: ~ :
内 容		
住民支え合い活動		
第2層協議体		名称：
活動日時		: ~ :
内 容		
福祉のまちづくり計画		名称：
活動日時		: ~ :
内 容		
子どもの居場所・食堂		名称：
活動日時		: ~ :
内 容		
その他		名称：
活動日時		: ~ :
内 容		

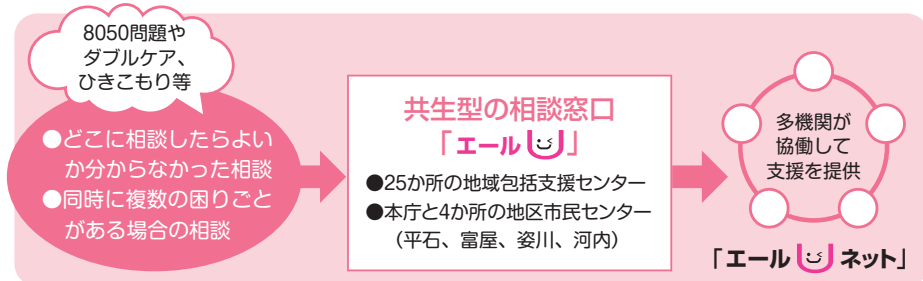
2 福祉の相談窓口

③ 共生型の相談窓口 エールU

えーる ゆー エールU とは?

宇都宮市では、これまで、保健・福祉の一体的なサービスを提供するために「保健と福祉の相談窓口」を設置し、保健と福祉に関する相談や申請受付を行ってきましたが、8050問題やひきこもりなど、子どもや高齢者、障がい者など、世代・分野を超えた困りごとを丸ごと受け止め、育児や介護、生活困窮などの様々な保健福祉サービスへの橋渡し役を担う新たな機能を追加し、「共生型の相談窓口『エールU』」を設置しました。

相談から支援までの流れ



●地域保健福祉担当内（※保健と福祉の相談窓口）

No.	施設名	住所	電話番号
1	「エールU」中央部	旭1-1-5（市役所本庁舎内）	632-2941
2	「エールU」東部	下平出町158-1（平石地区市民センター内）	661-2369
3	「エールU」西部	徳次郎町80-2（富屋地区市民センター内）	665-3698
4	「エールU」南部	西川田町805-1（姿川地区市民センター内）	645-4535
5	「エールU」北部	中岡本町3221-4（河内地区市民センター内）	671-3205

●地域包括支援センター内

No	施設名	住 所	電話番号
1	「エール」御本丸	中央1丁目5-12見木ビル1階	651-4777
2	「エール」ようなん	陽南4丁目6-34	658-2125
3	「エール」きよすみ	星が丘1丁目7-8	622-2243
4	「エール」今泉・陽北	今泉3丁目13-1喜多川マンション1階	616-1780
5	「エール」さくら西	西2丁目1-7	610-7370
6	「エール」鬼怒	御幸町77森崎ビル1階	683-2230
7	「エール」清原	鑑山町1983	667-8222
8	「エール」瑞穂野	上桑島町1476-2	656-9677
9	「エール」峰・泉が丘	東今泉2丁目1-1	613-5500
10	「エール」石井・陽東	石井町2580-1	660-1414
11	「エール」よこかわ	屋板町578-504	657-7234
12	「エール」雀宮	南高砂町11-17	655-7080
13	「エール」雀宮・五代若松原	針ヶ谷町655	688-3371
14	「エール」緑が丘・陽光	双葉1丁目13-56	684-3328
15	「エール」砥上	砥上町54-1	647-3294
16	「エール」姿川南部	幕田町1456-1	654-2281
17	「エール」くにもと	宝木本町2141	666-2211
18	「エール」細谷・宝木	細谷町486-7	902-4170
19	「エール」富屋・篠井	徳次郎町65-8	665-7772
20	「エール」城山	田野町666-2	652-8124
21	「エール」豊郷	川俣町900-2	616-1237
22	「エール」かわち	白沢町771	673-8941
23	「エール」田原	上田原町346-18	672-4811
24	「エール」奈坪	下岡本町1987-1	671-2202
25	「エール」上河内	中里町218-1	674-7222

④ 市社会福祉協議会

部署名	主な業務内容	電話番号
総務企画課・施設管理課 (1F)	法人運営、社協会費他	☎636-1216 ☎638-9856
地域福祉課 (4F)	福祉協力員、ふれあい・いきいきサロン、 安心・安全情報キット、ぎんなん基金助 成事業、日赤、共同募金、歳末たすけあ い募金他	☎636-1215 ☎637-2020
老人クラブ連合会事務局	老人クラブ活動に関すること	☎☎634-4950
相談支援課 (5F)	各種相談、生活福祉資金貸付に関すること	☎636-1251 ☎636-1248
成年後見支援センター	成年後見制度の利用促進に関すること	☎636-1252
日常生活自立支援事業 (あすてらす)	任意契約に基づく福祉サービスの援助や 金銭管理に関すること	☎635-1234
法人後見事業	法人として成年後見人等となり支援を行う	☎636-1251
心配ごと・悩みごと 相談センター	心配ごとや悩みごとの相談など (受付時間：9:00～12:00)	☎636-1251
生活困窮者自立相談支 援事業	仕事や生活(就職・住居・子どもの学習) に関する相談	☎612-6668
福祉サービス課 (6F)	ひとり暮らし高齢者ふれあい訪問事業、 ファミリーケアサービス事業他	☎636-1210 ☎610-6605
ボランティアセンター (8F)	ボランティアの相談、出前福祉共育講座他	☎636-1285
高齢者等地域活動 支援ポイント事業	高齢者等地域活動支援ポイント事業	☎614-8011 ☎634-2870



■社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な組織として、社会福祉法に規定されており、地区社会福祉協議会などの地域の団体をはじめ、行政や関係機関・団体・施設・ボランティア等と連携しながら、誰もが住み慣れた地域や家庭で心豊かな生活が送れるよう、共に支え合い助け合う福祉のまちづくりの実現を図ることを目的に、全国の自治体に設置されています。

福祉のまちづくりを進めるにあたっては、市内39地区に設置されている地区社会福祉協議会とともに、「福祉協力員制度」、「ふれあい・いきいきサロン事業」、「安心・安全情報キット配付事業」などの地域福祉を推進するための各種事業のほか、「赤い羽根共同募金」・「歳末たすけあい募金運動」など、市民の皆さまや関係機関などのご理解、ご協力をいただきながら、推進しています。

また、ボランティアセンターにおいては、ボランティアの紹介やコーディネート、「出前福祉共育講座」等、福祉共育の推進に取り組んでいます。

さらに、災害時においては、災害ボランティアセンターの運営や義援金の受付窓口など、社会状況の多様な変化に即応しながら、計画的に地域福祉を推進しています。

■地区社会福祉協議会とは？

福祉のまちづくりの推進に向けて、地域住民が中心となり、市社会福祉協議会と連携しながら「福祉協力員制度」や「ふれあい・いきいきサロン」などの地域福祉活動を進める任意の団体で、地区の関係機関・団体・施設など様々な組織や団体、個人等で構成されており、連合自治会39地区ごとに設置されています。

■地区福祉協力員連絡会とは？

市内全39地区（地区社会福祉協議会単位）に設置され、各地区の地域の実情に合った活動をするため、地区内の福祉の現状や課題について話し合いをしたり、研修会などを実施したりしています。地域の福祉課題を共有していくための連絡会です。

⑤ 地域包括支援センター

要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護保険法に定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行います。

主な業務内容

様々な相談ごと

高齢者やその家族からの介護や福祉などに関する相談を受け、適切なサービス利用ができるよう、支援しています。

介護や健康のこと

要支援1・2の要介護認定を受けた方に、介護予防ケアプランの作成を行い、介護予防サービスの利用調整を行います。また、要介護状態になる可能性の高い方などへの介護予防事業の紹介や介護予防・生活支援サービスの調整を行います。

権利を守ること

高齢者のさまざまな権利を守ります。高齢者虐待の早期発見や成年後見制度の紹介などを行います。

暮らしやすい
地域にするために

地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を行うために、さまざまな機関と協力しています。



名 称	所在地	担当地区	電話番号
地域包括支援センター 御本丸	中央 1-5-12 見木ビル1階	中央, 築瀬, 城東	651-4777
地域包括支援センター ようなん	陽南4-6-34	陽南, 宮の原, 西原	658-2125
地域包括支援センター きよすみ	星が丘1-7-8	昭和, 戸祭	622-2243
地域包括支援センター 今泉・陽北	今泉3-13-1 喜多川マンション1階	今泉, 錦, 東	616-1780
地域包括支援センター さくら西	西2-1-7	西, 桜	610-7370
鬼怒 地域包括支援センター	御幸町77 森崎ビル1階	御幸, 御幸ヶ原, 平石	683-2230
地域包括支援センター 清原	鎚山町1983	清原	667-8222
地域包括支援センター 瑞穂野	上桑島町1476-2	瑞穂野	656-9677
地域包括支援センター 峰・泉が丘	東今泉2-1-1	峰, 泉が丘	613-5500
地域包括支援センター 石井・陽東	石井町2580-1	石井, 陽東	660-1414
よこかわ 地域包括支援センター	屋板町578-504	横川	657-7234
地域包括支援センター 雀宮	南高砂町11-17	雀宮 (東部)	655-7080
地域包括支援センター 雀宮・五代若松原	針ヶ谷町655	雀宮 (西部), 五代若松原	688-3371
緑が丘・陽光 地域包括支援センター	双葉1-13-56	緑が丘, 陽光	684-3328
地域包括支援センター 砥上	砥上町54-1	姿川 (北部), 富士見, 明保	647-3294
姿川南部 地域包括支援センター	幕田町1456-1	姿川 (南部)	654-2281
くにもと 地域包括支援センター	宝木本町2141	国本	666-2211
地域包括支援センター 細谷・宝木	細谷町486-7	細谷・上戸祭, 宝木	902-4170
富屋・篠井 地域包括支援センター	徳次郎町65-8	富屋, 篠井	665-7772
城山地域包括支援センター	田野町666-2	城山	652-8124
地域包括支援センター 豊郷	川俣町900-2	豊郷	616-1237
地域包括支援センター かわち	白沢町771	古里中学校区	673-8941
田原地域包括支援センター	上田原町346-18	田原中学校区	672-4811
地域包括支援センター 奈坪	下岡本町1987-1	河内中学校区	671-2202
上河内地域包括支援センター	中里町218-1	上河内	674-7222

⑥ 市役所

在宅福祉サービス (介護予防)	高齢福祉課 高齢福祉課	福祉サービスグループ 相談支援グループ	632-2360 632-2358
介護保険サービス	高齢福祉課	介護サービスグループ	632-2906
健康相談	保健所 宇都宮市保健センター	健康増進課	626-1126 627-6666
生活保護	生活福祉第1課・第2課		632-2105 632-2465
障がい者総合相談	障がい福祉課		632-2869
子どもの虐待	子ども家庭支援室(子ども支援課内)		632-2390

⑦ 緊急時の連絡先

警 察 110番

火事・救急 119番

児 童 虐 待 189番

●虐待のサインは次のようなものがあります。

- 顔や腕に不自然なあざがある 食事やおやつをむさぼるように食べる
笑顔が少なく、表情に豊かさが無い 帰宅をうながしても家に帰りたがらない
衣類や身体が極端に不潔である

消費者ホットライン 188番

宇都宮直通 616-1547

- 相談受付の際、円滑な相談処理を実施するために、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業など聞かれます。
- 土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話につながります。
- IP電話など、一部の電話からはつながりません。

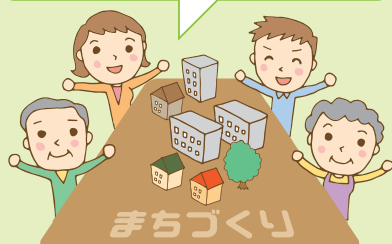
1 福祉の主な関係機関

① 自治会

- 町内や住宅街などの同じ地域に暮らしている人たちが集まって運営するもっとも身近な住民組織です。
- 地域住民が安心・安全に生活できることを目的として、保健・福祉、防災・防犯、環境美化などの生活に密着した活動や親睦のためのイベントなどを実施しています。
- 地域内でお互いに支え合い、助け合える「顔の見える関係」づくりを推進します。

福祉協力員との関わり

福祉協力員は自治会から推薦をいただいております。ふれあい・いきいきサロン活動や敬老会事業等、自治会運営にも福祉協力員が活躍しています。



② 民生委員・児童委員

- 大正5年、岡山県で県内の生活困窮者の状況を調査し、翌年、同県で「済世顧問制度」が発足したのが始まりと言われています。
- 「民生委員法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。(給与は支給されない)
- 任期は3年。「児童福祉法」に基づき、児童委員を兼ねています。
- 地域の身近な相談相手となり、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役です。

福祉協力員との関わり

民生委員・児童委員との連携・協力により、地域において、よりきめ細やかな見守り活動を推進しています。

民生委員



① ふれあい・いきいきサロン

共に支え合い助け合う、地域の福祉活動

家の中に閉じこもりがちな高齢者、障がいのある人々、子育て中の人々など地域の誰もが身近な“居場所”に集い、地域の皆さまの協力を得て、交流を深めながら、仲間づくりや生きがいづくりを進めています。

目的

例えるなら、「縁側」や「お茶の間」のようなもの。いま、全国的に広がっている活動です。ふれあいの場、健康づくりや介護予防の場としての役割があります。



福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会、ボランティアなどが運営スタッフとして協力しています。コミュニティセンターや公民館、集会所などを活用して開催しています。

運営



運営スタッフの福祉協力員さん

参加する方と運営スタッフが話しあい、それぞれの興味や関心にあわせて自由にプログラムを作り、活動しています。

内容

たとえば…

- おしゃべり
- DVD鑑賞
- 会食
- 囲碁や将棋
- カラオケ
- 健康体操
- 輪投げ
- おりがみ など



その他

活動の管理主体は、お住まいの地区社会福祉協議会となります。

市社会福祉協議会では、各サロンに運営費を助成しています。

サロン
愉快だ
宇都宮
Utsunomiya

② 安心・安全情報キット配付事業

「もしもの時」地域に広がる 安心・安全のボタン

●安心・安全情報キット

対象者の情報（氏名・住所・緊急連絡先・かかりつけ医・服用薬など）を記載したシートが入ったプラスチック容器です。



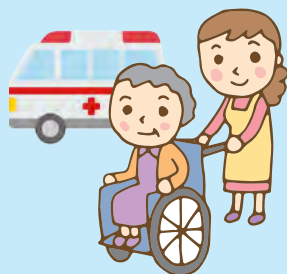
目的

緊急時の早期対応に！

救急隊員などが対象者の情報を速やかに確認し、適切な対応をとることができます。

持ってて安心！

対象者の日頃の不安を和らげることができます。



対象者

- 1 ひとり暮らし高齢者
- 2 高齢者のみの世帯
- 3 障がい者
- 4 その他（日中高齢者のみ世帯など）



配付

- 申込** お住いの地区社会福祉協議会
- お届け** 福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会の方々など、地域の方がご自宅にお届けします。
（※地区によって配付方法が異なります）

③ ひとり暮らし高齢者ふれあい会食助成事業・地区見守り活動助成事業

目的

会食 地区社協が主体となり、会食を通じ、生きがいをもって生活ができるよう仲間づくりや孤独感の解消、情報の提供などを行っています。



見守り 地区社協が主体となり、高齢者が安心して地域で生活ができるよう、安否確認や日常生活の状況確認を行っています。



会食 概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者

対象者

見守り 1 概ね70歳以上のひとり暮らし高齢者

2 夫婦共に概ね70歳以上の高齢者のみの世帯

会食

福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会などの協力を得て実施しています。お食事ができるまで、演芸ボランティアさんによる“お楽しみ”企画をしたり、地域の小学校に協力いただき、高齢者と児童が給食で会食をしたりします。



▲ふれあい会食会の様子

内容

見守り

敬老会や年末年始時期など、それぞれの地区の創意工夫で対象者宅を訪問し、交流します。

民生委員・児童委員や自治会長、地域の小・中学生と一緒に訪問したりすることもあります。



▲見守り活動の一例

④ コミュニティワーク（地域支援）の推進

- 市内39地区をブロック別（中央、東部、西部、南部、北部）ごとにコミュニティワーク担当職員を配置しています。
- 地区社協や福祉協力員、民生委員・児童委員、自治会など関係機関・団体等と連携しネットワーク化を図り、地域の生活・福祉課題の把握や解決のため、黒子役となり、支援を行います。



内容

中央 中央、東、西、西原、築瀬、昭和、錦

東部 今泉、峰、城東、陽東、石井、平石、泉が丘、清原

西部 桜、富士見、宝木、明保、姿川、城山、戸祭、細谷・上戸祭

南部 宮の原、陽南、緑が丘、陽光、瑞穂野、横川、雀宮、五代若松原

北部 御幸、御幸ヶ原、豊郷、富屋、国本、篠井、上河内、河内

活動でお困りのことや、相談がありましたら、遠慮無くご相談ください。

⑤ 地区福祉のまちづくり計画の策定

地域の福祉課題の解決を図るため、住民が主体となり、地区の実状に沿った地域福祉推進の指針となる、「福祉のまちづくり計画」の策定を進めています。

令和9年度までに、市内39地区全てでの策定を目指しています。

内容



市民の皆さまにご協力頂いている
会費や募金は以下のような活動に
使われています。

社 協 会 費

「会員会費」の使い道（一例）

会員会費の趣旨

- 社協会員会費は、住民の皆さまの身近な生活や福祉の問題を解決し、安心して暮らせる地域をめざし、市内各地区（39地区）や市内全域を対象に実施している地域福祉活動の財源となっています。

活用先と使い道

○宇都宮市内

- 地区（39地区）の地域福祉の推進に
- 市内全域の地域福祉の推進に

会費額（年額）

普通会費	300円（各世帯）
特別会費	1,000円（個人）
団体会費	5,000円（施設・団体等）
賛助会費	10,000円（企業・事業所・個人等）

地区で実施されている福祉活動に



▲認知症予防講座（瑞穂野地区社協）

子どもたちの思いやりの心を育むために



▲出前福祉共有講座（視覚障がい理解）

「日赤活動資金（社資）」の使い道（一例）

日赤活動資金（社資）の趣旨

- 日本赤十字社活動資金（社資）は、災害救護、国際救援や開発協力、救急法等の講習会の普及、ボランティア活動の推進、青少年赤十字の活動などを支えるための財源となっています。

活用先と使い道

○宇都宮市内・国内・海外

- 災害や火災等で被害に遭った方への救援物資の配付
- 国外の人道支援活動 など

目安額

500円



日本赤十字
マスコットキャラクター
ハートラビ

市内の災害者支援のために



▲火災等で被災した方への救援物資の配付

国外の人道支援活動に



▲国外での活動

日赤活動資金 (社資)

赤い羽根 共同募金

歳末 たすけあい募金



「赤い羽根共同募金」の使い道（一例）

赤い羽根共同募金の趣旨

- 赤い羽根共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ。」として展開されています。

活用先と使い道

○宇都宮市内・栃木県内

- 市内で実施される地域福祉活動
- 社会福祉施設、県域団体の活動支援 など

目安額

300円（各世帯）

※企業や事業所、学校などからも協力を得ています。



地域の居場所のために



▲ふれあい・いきいきサロンの様子

県内の社会福祉施設のために



▲障がい者施設の機材整備



「歳末たすけあい募金」の使い道（一例）

歳末たすけあい募金の趣旨

- 歳末たすけあい募金は、高齢者や障がい者などで支援を必要とする方々が、新たな年を迎える時期に、地域において自分らしく安心して暮らすことができるよう支援する募金として、地域住民や関係機関・団体等の皆さまの協力のもと展開しています。

活用先と使い道

○宇都宮市内

- 地区で開催される地域住民交流事業
- 民間保育園と地域の交流事業 など

目安額

200円（各世帯）



中学生も一緒に高齢者宅を訪問



▲中央地区社会福祉協議会

サンタさんからのプレゼント



▲認定しらゆりこども園

ぎんなん基金 地域福祉を推進する財源としてご寄附をお待ちしています

ご寄附の方法

- ご持参いただける場合
市社会福祉協議会の窓口に直接お越しください。
- お振込みいただける場合
専用の振込用紙をお送りしますので、ご連絡ください。
- 募金箱へのご協力
市内の金融機関やスーパー等に募金箱が設置されています。

募金箱設置のご協力について

- 募金箱の設置にご協力いただける企業や店舗等の皆さまを随時募集しています。
- 募金箱の設置にご協力いただける企業や店舗等の皆さまのお名前を、本会ホームページに掲載しています。

みなさまの
あたたかな真心は、
宇都宮市の
福祉の推進に
活かされています



善意銀行 皆さまの心温まる善意をお待ちしています

善意銀行ってなに？

善意銀行とは、市民の皆さまの“善意の金銭や物品”を預託（寄附すること）していただき、それらを必要とする施設・団体などに払出し（活用すること）させていただき、福祉のまちづくりを推進するための銀行です。

どんなものを預託（寄附）できるの？

- 主に金銭や物品をお預かりしています。事前にボランティアセンターにご相談ください。
- ご使用していた物品などについては、市で推進している「リユース」の取り組みをご参照ください。

金銭・物品（例）

- ・バザーの益金
- ・リサイクルショップで得た益金
- ・車いすなどの福祉機器
- ・使用済み切手
- ・プルタブ など

どんなところに払出しされるの？

善意の預託（寄附）は、払出し先を指定することもできます。指定があった場合には、指定された内容にそって払出しを行います。指定がない場合には、有効かつ公平に活用できるよう検討し、払出しを行います。

- ・ボランティア活動支援のための機材購入
 - ・その他、地域福祉にかかるもの など
- ※車いすは、市民の方への貸出事業に活用しています。



ボランティアセンターでは、宇都宮市と連携して「宮っこの居場所」を支援しています。「宮っこの居場所」への寄附金は、善意銀行でお預かりをし、払出しを行っています。

税法上の優遇措置

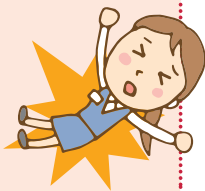
本会への寄附金は、法人税・所得税・個人住民税の優遇措置が受けられます。詳しくは、管轄の税務署もしくはお住まいの市町にお問合せください。

街で見かける 「福祉のシンボルマーク」って？

<p>障がい者のための国際シンボルマーク</p>  <p>障がい者が利用できる建物、施設であることを表す世界共通のシンボルマーク。</p>	<p>ほじょ犬マーク</p>  <p>身体障がい者補助犬同伴をPRするマーク。身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。</p>
<p>身体障がい者標識</p>  <p>肢体不自由の方が車を運転する時に表示するマーク。</p>	<p>オストメイトマーク</p>  <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。</p>
<p>聴覚障がい者標識</p>  <p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマーク。</p>	<p>ハート・プラスマーク</p>  <p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。</p>
<p>耳マーク</p>  <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマーク。</p>	<p>マタニティマーク</p>  <p>周りの人に妊婦であることを示し、妊産婦さんにやさしい環境づくりを進めるためのマーク。</p>

活動中にケガをしてしまったら

福祉協力員としての活動中にケガや事故が発生した場合は、宇都宮市市民ボランティア補償制度にて対応させていただきます。（※状況により対象とならない場合もあります。）速やかに地区社会福祉協議会、もしくは市社会福祉協議会にご連絡ください。



宇都宮市の
人口と
高齢化率

人口:514,157人

〔 男 257,277人
女 256,880人 〕

65歳以上:135,469人
男 59,879人
女 75,590人

75歳以上:73,101人
男 29,887人
女 43,214人

高齢化率 **26.35%** (令和6年3月31日現在)

福祉協力員に関するお問合せは…



宇都宮市社会福祉協議会 地域福祉課

〒320-0806 宇都宮市中央1丁目1番15号 宇都宮市総合福祉センター内

Tel 028-636-1215 Fax 028-637-2020

✉ chiiki@utsunomiya-syakyo.or.jp

令和7年4月発行



地区名	自治会名	名前